

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定・ 指定の更新
根拠条例・規則等名		水道法 さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程
条 項		<指 定>法第 25 条の 3・規程第 6 条 <指定の更新>法第 25 条の 3 の 2・規程第 6 条の 2
所 管 部 課		水道局 業務部 給水装置課 (電話：048-788-2644)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	(指定の基準) 第 6 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号の いずれにも適合していると認めるときは、市の指定工事事業者と して指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに第 13 条第 1 項の規定により主任技術者として選 任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行う に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執 行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 エ 第 9 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日か ら 2 年を経過しない者 オ 給水装置工事事業者の業務に関し不正又は不誠実な行為をするお それがあることを認めるに足りる相当の理由がある者 カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれか に該当する者があるもの
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 6 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	指定 未設定 (申請を受け付ける際に、指定日となる日を申請者に伝え ているため、標準処理期間の設定をしていない。) 指定の更新 規程第 6 条の 2 による。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		指定の更新に係る審査基準は、規程第 6 条を準用するものとして、 規程第 6 条の 2 に定めている。